

一般財団法人大分県教職員互助会

正規職員(1号会員・2号会員)用

互助会ガイドブック

生活の安定

元気回復

教育の振興

一般財団法人大分県教職員互助会(以下、互助会)は、県下の教職員や教育関係者の生活の安定と福祉の増進を図るため、様々な福利厚生事業を実施している条例団体です。加入については任意となりますが、相互扶助の精神に基づき互いを支え合う互助会への加入をお願いします。

加入手続きは「入会届・入会記念品請求書」を所属の互助会担当の方に提出するだけです。(手続き期間は採用日(公立学校共済組合員の資格取得日)から翌々月末までです。それ以降は、加入できません。)

◆掛金 (各関係機関との取り決めにより、事務手続き上、採用月の給料から控除させていただきますが、加入されない場合は控除した分を返金いたします。ご了承ください。)

- ① 一般事業掛金 (給料月額×6.5/1000) 【給付事業・厚生事業】
- ② 退職互助部積立金 (給料月額×4/1000) 【フィールドワーク、指定パック、国内旅行補助】【貸付事業】
※会員個人毎に積み立てて、退職時に清算し、全額お返しします。「退職互助部」加入の原資となります。
- ③ 拠出金 (月額300円) 【弔慰金事業】

【例】 給料月額(教職調整額、調整額を含む) 200,000円の方

① 一般事業掛金	200,000円×6.5/1000=1,300円
② 退職互助部積立金	200,000円×4/1000=800円(全額退職時に返金)
③ 拠出金	300円
合計	2,400円

※ 実質の掛金は①+③ 1,600円/月です。②は会員個人ごとに積み立てて、退職時に清算し全額お返ししますので「退職互助部」加入の原資へ充てることができます。

◆事業内容(詳しくはこのガイドブックをご覧ください)

公益事業

大分県における教育の振興発展に寄与する事業

子どものためのクラシックコンサート、文化講演会

給付事業

相互扶助の精神に基づいた医療費自己負担額等への各種給付・補助事業

入会記念品、会員療養補助金、会員入院見舞金、扶養家族療養補助金、会員はり・きゅう・マッサージ施術料補助金、会員リフレッシュ補助金、結婚祝金、出産見舞金、介護休暇(時間)給付金、無給休職者退職見舞金、入学祝品、人間ドック補助金、インフルエンザ予防接種補助金

厚生事業

会員及びその家族を対象とした元気回復、リフレッシュ事業

宿泊補助・遊園地等入園補助・映画鑑賞補助、バレーボール・ソフトボール・ボウリング大会、文化鑑賞・スポーツ観戦補助、フィールドワーク(1日バス旅行)、国内旅行、指定パック旅行補助、de愛企画

弔慰金事業

会員本人や家族が万が一の時に会員全員の相互扶助で助け合う事業

会員・配偶者・実子・扶養家族死亡弔慰金、実父母死亡献花料、高度障害見舞金、自然災害見舞金、災害ボランティア活動補助金、遺児給付金、遺児給付一時金

貸付事業

会員の福利厚生の一環として、低利息(年利0.9%、住宅貸付は1.0%)での貸付

週1回の貸付(木曜日締切りの翌週木曜日貸付)

生活資金貸付・教育資金貸付・自動車資金貸付・住宅資金貸付・結婚資金貸付・災害資金貸付・物品購入資金貸付・旅行資金貸付・葬祭資金貸付

※貸付の利息収入は、給付事業と厚生事業へ還元しています。

互助会の目的

大分県の教育振興発展に寄与し、福利厚生事業を実施することにより、会員・家族の生活安定と福祉の増進を図る。

互助会は「職員の共済制度に関する条例」に基づき設立され、大分県教育長が会長を務める条例団体です。当会の目的は、相互扶助の精神で福利厚生事業を実施することにより、会員と家族の生活の安定・福祉の増進を図ることです。

現在、会員数は約20,700名（現職会員約10,700名・退職会員約10,000名）で県下最大の福利厚生団体となっています。諸先輩方のご尽力により創立64年を迎えます。

- ・ 会 員 公立学校共済組合大分支部組合員及び教育関係職員並びにその退職者
- ・ 条例団体 職員の共済制度に関する条例第3条に基づき設立された、大分県の教育長が会長の条例団体です。
- ・ 設 立 1960年に設立 創立64年を迎えます。
- ・ 会 員 数 現職会員約10,700名・退職会員約10,000名 合計約20,700名。

● 公益事業 ●

“大分県の教育振興に寄与すること”を目的とした公益事業

一般財団法人移行時の「公益目的支出計画」に沿って事業を行っています。

① 「子どものためのクラシックコンサート」

東京アーティストツ合奏団によるクラシックコンサートで、大分県内全ての小学生にコンサートを楽しんでもらうため6年間で県内を巡回しながら実施しています。昭和59年から実施し、約31万人の子どもたちにプロの方々による生の演奏を体験してもらいました。



② 「文化講演会」

会員及び一般県民を対象に、著名・文化人を招聘します。参加料は、無料です。

<過去の講師>

(敬称略) 天野祐吉 金田一秀穂 大谷昭宏
戸田恵子 心屋仁之助 辻井いつ子
鳥越俊太郎 中野信子 五木寛之
ゴルゴ松本 池谷裕二 工藤三郎
齋藤孝 やましたひでこ



● 給付事業 ●

相互扶助による会員・家族の生活安定を目的とした事業

「会員療養・扶養家族療養補助金」を中心とした療養費補助により、病院での医療費の自己負担分を補います。また、「人間ドック補助金」「インフルエンザ予防接種補助金」等の疾病予防事業を大分県や公立学校共済組合と合同・委託で実施しています。また、一人ひとりのライフサイクルに合わせ、結婚・出産・子の入学・介護等の様々な場面に応じた給付、補助を行っています。

給付・補助科目	内 容（対象・金額など）									
入会記念品	入会時 3,000円 の図書カード									
会員療養補助金 ※1か月1医療機関ごと2,150円以上の場合が給付対象です。 ◆自動給付 （※）	公立学校共済組合の制度により、最高自己負担は25,030円（1か月1医療機関ごと）になります。互助会からは、 自己負担から2,000円控除後の7割を給付  <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・会員の支払い【最高自己負担（保険適用分）】</td> <td>・・・</td> <td>25,030円（㊦）</td> </tr> <tr> <td>・会員療養費補助金</td> <td>・・・</td> <td>16,100円（㊧）</td> </tr> <tr> <td>会員の最終負担額（㊦ - ㊧）</td> <td>・・・</td> <td>8,930円</td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※療養費補助金等の計算方法 【会員療養補助金】・・・(25,030円 - 2,000円) × 7割 = 16,100円（㊧） </div> <p>※原則、診療月から3か月後に自動給付します。</p>	・会員の支払い【最高自己負担（保険適用分）】	・・・	25,030円（㊦）	・ 会員療養費補助金	・・・	16,100円（㊧）	会員の最終負担額（㊦ - ㊧）	・・・	8,930円
・会員の支払い【最高自己負担（保険適用分）】	・・・	25,030円（㊦）								
・ 会員療養費補助金	・・・	16,100円（㊧）								
会員の最終負担額（㊦ - ㊧）	・・・	8,930円								
会員入院見舞金 ◆自動給付 （※）	会員が入院したとき入院1日目から 1日につき1,000円 を給付（日数上限なし） ※原則、診療月から4か月後に自動給付									
扶養家族療養補助金 ◆自動給付 （※）	公立学校共済組合の高額療養費及び家族療養費附加金等を控除した額から 3,000円控除後の4割を給付 （1か月1医療機関ごと）※原則、診療月から3か月後に自動給付									
会員はり・きゅう・マッサージ施術料補助金	会員が当会指定の治療院ではり、きゅう、マッサージの施術を受けた時 1日1回 500円 を給付									
会員リフレッシュ補助金 ◆自動給付	会員が満45歳・満55歳になる年度に 30,000円 を給付 ※45歳・55歳の誕生日を迎える年度の7月に自動給付 									
結婚祝金	会員が結婚したとき 20,000円 を給付 ※ご夫婦で会員の場合は双方給付 ※退職後6か月以内の場合も給付									
出産見舞金	会員又は会員の配偶者が出産したとき、出生児1人につき 20,000円 を給付（4か月以上の死産を含む） ※ご夫婦で会員の場合は双方給付									
介護休暇（時間）給付金	会員が介護休暇（介護時間）を取得したとき（短期の介護休暇は対象外）1日単位で取得1日4,000円（上限）、1時間単位で取得1時間500円（上限）									
無給休職者退職見舞金 ◆自動給付	会員が疾病または負傷により無給休職のまま退職したとき（死亡退職は除く）150,000円									
入学祝品	会員の子が小学校・中学校に入学するとき 5,000円 の図書カードを給付 ※ご夫婦で会員の場合は双方給付 									
人間ドック補助金 ◆自動給付 （※）	30歳以上で節目健診を受診する場合に補助（大分県及び公立学校共済組合と合同で実施） 節目年齢（30・35・38・40・43・45・48・50・52・53・55・57・59・62・64） 健診費30,000円～50,000円が、窓口負担0円～5,000円程度で受診できます。									
インフルエンザ予防接種補助金	年度1回上限2,000円を補助 （公立学校共済組合の委託事業）									

◆自動給付・・・請求などの手続きが不要で、自動的に給付されます。

（※）2号会員は請求給付です。

● 厚生事業 ●

会員の元気回復・リフレッシュと、会員間の親睦を目的とした事業

事業	内容(対象・金額など)																								
宿泊補助	1泊1名 2,000円補助 (年度上限40泊) (全国どの旅館、ホテルでも対象 (海外旅行・フェリー(乗り物に宿泊の場合)・マンスリーマンション等は対象外です)) 【補助対象者】 ・会員 ・会員の被扶養者(小学生以上) ・18歳以下の会員の子(18歳に達した年度末まで) ※宿泊後に「宿泊補助事後精算請求書」に領収書等を添付し提出することにより公立学校共済組合に届け出の口座へ振り込みます																								
遊園地等入園補助 ※	1回 500円補助 (年度上限15枚)(県内8施設) 【補助対象者】 ・会員 ・会員の被扶養者 ・18歳以下の会員の子(18歳に達した年度末まで) ※事前に「遊園地等入園補助券申込書」を申し込むことで補助券を発行します																								
映画鑑賞補助	1回 800円補助 (年度上限8回)(全国どの映画館でも対象) 【補助対象者】(2歳以下で有料チケットを購入の場合、その金額を上限800円まで補助) ・会員 ・会員の被扶養者(3歳以上) ・3歳以上の会員の子(18歳に達した年度末まで) ※鑑賞後に「映画鑑賞補助事後精算請求書」にチケット半券を添付し提出することにより公立学校共済組合に届け出の口座へ振り込みます																								
バレーボール大会 ※	1チームに 20,000円 を補助																								
ソフトボール大会 ※	1チームに A級 30,000円、B級・C級 20,000円 を補助																								
ボウリング大会 ※	1チームに 10,000円 を補助																								
文化鑑賞 ※ ・スポーツ観戦補助	<p>・文化鑑賞 主に県内各地で催行される公演等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前売り券の金額</th> <th>補助額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,000円以上</td> <td>3,000円</td> <td rowspan="6">大人・子ども関係なく 「前売り券」の 金額に対して補助</td> </tr> <tr> <td>7,000円以上9,000円未満</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円以上7,000円未満</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上5,000円未満</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>半額補助(上限1,000円)</td> </tr> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>半額補助(100円未満切り捨て)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・文化鑑賞 大分県芸術文化友の会『びび』 入会・年度更新補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ステージ</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KOTOBUKI(10,000円)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>TAKASAGO(5,000円)</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>UME(2,500円)</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・スポーツ観戦 大分トリニータシーズンパス 3,000円を補助</p>	前売り券の金額	補助額	備考	9,000円以上	3,000円	大人・子ども関係なく 「前売り券」の 金額に対して補助	7,000円以上9,000円未満	2,500円	5,000円以上7,000円未満	2,000円	3,000円以上5,000円未満	1,500円	1,000円以上3,000円未満	半額補助(上限1,000円)	1,000円未満	半額補助(100円未満切り捨て)	ステージ	補助額	KOTOBUKI(10,000円)	3,000円	TAKASAGO(5,000円)	2,500円	UME(2,500円)	1,500円
前売り券の金額	補助額	備考																							
9,000円以上	3,000円	大人・子ども関係なく 「前売り券」の 金額に対して補助																							
7,000円以上9,000円未満	2,500円																								
5,000円以上7,000円未満	2,000円																								
3,000円以上5,000円未満	1,500円																								
1,000円以上3,000円未満	半額補助(上限1,000円)																								
1,000円未満	半額補助(100円未満切り捨て)																								
ステージ	補助額																								
KOTOBUKI(10,000円)	3,000円																								
TAKASAGO(5,000円)	2,500円																								
UME(2,500円)	1,500円																								
フィールドワーク(1日バス旅行) ※	互助会企画旅行代金のうち貸切バス代等を互助会が負担																								
国内旅行 ※	互助会企画旅行代金のうち会員本人は旅行代金の2割、扶養家族と18歳以下の会員の子は旅行代金の1割を補助																								
指定バック旅行補助	本会指定のバック旅行代金に対し一定額を補助(年度内2回まで) 例 東京フリー 2日間の場合 12,000円 補助、3日間の場合 15,000円 補助 関西フリー 2日間の場合 8,000円 補助、3日間の場合 10,000円 補助 等行先により異なる																								
d e 愛企画 ※	互助会が「ナコウド」と連携して実施する交流イベント 会費一部互助会負担																								

※はホームページからweb申込みもできます。

● 弔慰金事業 ●

会員と家族が万が一のときの給付 近年では死亡以外の給付を新設

給付・補助科目	内容(対象・金額など)
会員死亡弔慰金	会員が死亡したとき 2,000,000円 を給付(高度障害児舞金給付済の場合は対象外)
配偶者死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡したとき 500,000円 を給付
実子死亡弔慰金	会員の実子が死亡したとき 100,000円 を給付 ※ご夫婦で会員の場合は双方給付
扶養家族死亡弔慰金	会員の被扶養者が死亡したとき 100,000円 を給付(配偶者、実子は除く)
実父母死亡献花料	会員の実父母が死亡したとき 10,000円 を給付

高度障害見舞金	会員が高度障害に認定されたとき 2,000,000円 を給付	
自然災害見舞金	会員の自宅・住居・家財等が床上浸水もしくは10万円以上の被害を受けたとき 30,000円 を給付	
災害ボランティア活動補助金	自発的意思で無償の災害ボランティア活動に参加した時 1日3,000円 (年度3回上限)を給付	
遺児給付金 ◆自動給付	会員が死亡した時18歳以下の子に 月額6,000～13,000円 を給付	
遺児給付一時金 ◆自動給付	遺児給付金が終了した場合一時金として 50,000円 を給付	

● 貸付事業 ●

会員の福利厚生の一環として、低利息（年利0.9%、住宅貸付1.0%）での貸付事業 週1回の貸付（木曜日締切り翌週木曜日貸付）

※貸付の利息収入は給付事業と厚生事業へ還元しています。

貸付種別・限度額	対象等（詳細は「ホームページ」を参照）
生活資金貸付（200万円）	生活のための資金
教育資金貸付（300万円）	会員、会員の子、配偶者、被扶養者が、高校又は大学（2年制以上）に入学・在学のための資金 会員、会員の被扶養者が大学等の奨学金の返済のための資金
結婚資金貸付（300万円）	会員、会員の子、被扶養者が、結婚するための資金
葬祭資金貸付（200万円）	会員が親族（配偶者・子・孫・弟妹・父母）の葬祭等を行うための資金
自動車資金貸付（300万円）	会員が自動車を購入するための資金
災害資金貸付（200万円）	会員、会員の被扶養者が水震火災その他非常災害を受け資金が必要なとき
旅行資金貸付（50万円）	会員が国内・海外旅行をするための資金
物品購入貸付（100万円）	会員が物品を購入するための資金（不動産、墓地等、自動車、投機の商品を除く）
住宅資金貸付（1000万円）	会員が自己の用に供する住宅（新築・購入・増改築修理）宅地の購入のための資金 （※）「5年度後の退職手当+200万円」と「1000万円」のうち、少ない額が限度額です。

加入の手続きについて

「一般財団法人大分県教職員互助会 入会届・入会記念品請求書」に必要事項を記入し、所属所の互助会事務担当者に提出してください。加入手続きの期間は、採用日（公立学校共済組合員の資格取得日）から翌々月末までです。入会届を互助会事務局が受領してから1～2か月後を目途に「入会記念品（3,000円の図書カード）」をお送りします。

Q&A

Q1 臨時職員から、正規採用になりましたが、手続きは必要ですか？

A1 1号会員としての資格が発生しますので再度「入会届・入会記念品請求書」を提出してください。入会記念品を給付します。

Q2 知事部局から学校現場へ人事異動となりました。手続きは必要ですか？

A2 「入会届・入会記念品請求書」を提出してください。入会記念品を給付します。

Q3 互助会に加入していなくても、バレーボール・ソフトボール・ボウリング大会に参加できますか？

A3 参加できません。
会員の掛金で実施の各種スポーツ大会なので、「互助会員であること」が条件です。
詳細は、会報の募集記事に掲載します。

Q4 継続して「継続任用（フルタイム）」「暫定再任用（フルタイム）」勤務となる場合、手続きは必要ですか？

A4 不要です。
継続して現職会員となります。

一般財団法人 大分県教職員互助会
〒870-0951 大分市大字下郡496番地38 大分県教育会館内
電話 097-556-9292

ホームページ

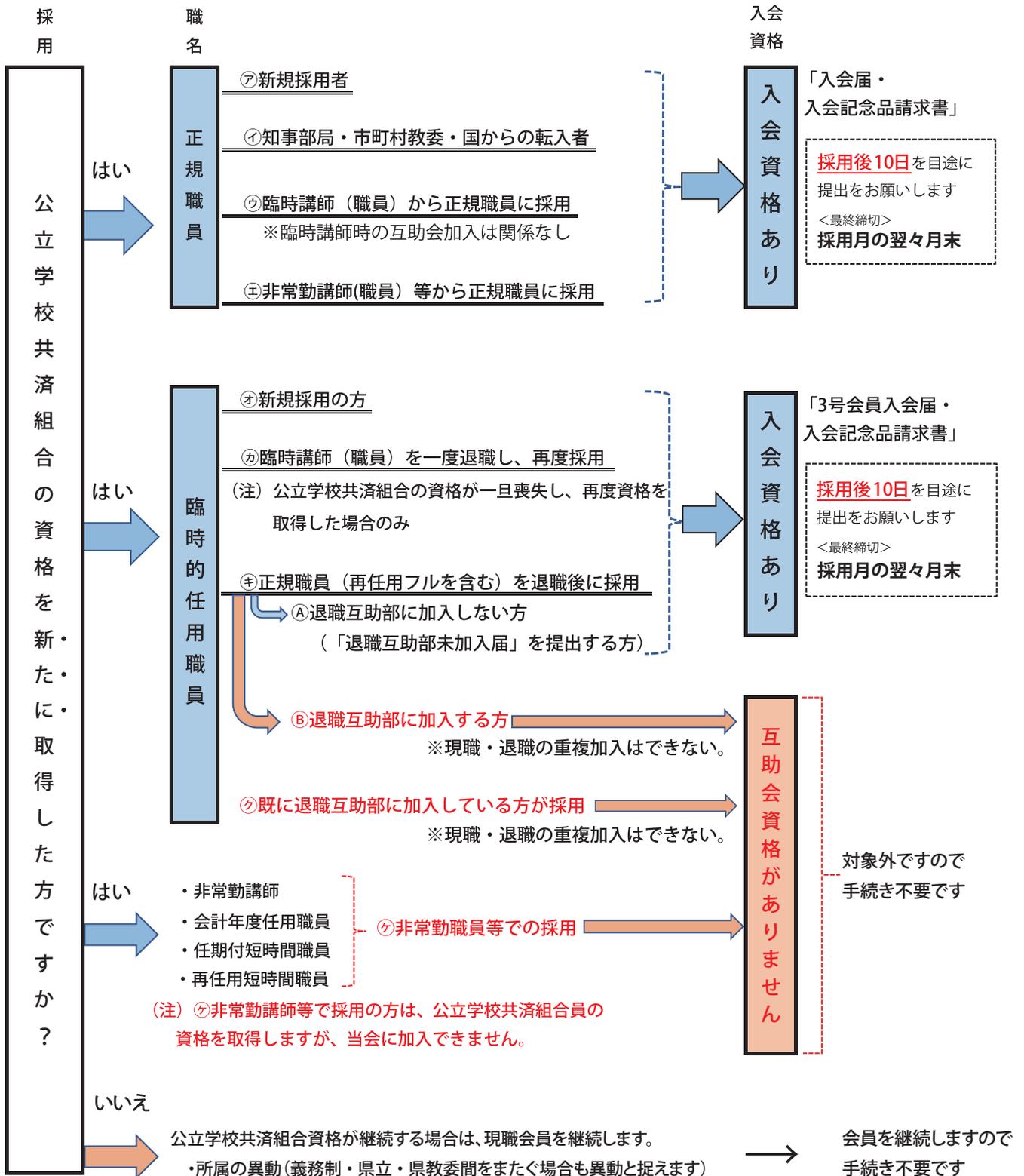
大分県教職員互助会

で 検索



全ての申込用紙・請求書等はホームページからダウンロードできます。

採用者の互助会入会資格確認チャート



一般財団法人 大分県教職員互助会
入会届・入会記念品請求書
 (正規職員用)

互助会受付印

一般財団法人大分県教職員互助会運営規則第3条に基づき、貴会への入会を届け、入会記念品を請求します。

記入日 年 月 日

所属コード		フリガナ	
採用 所属所名 (ゴム印可)		氏 名	
		公立学校共済組合 組合員証番号	
生 年 月 日		(昭和・平成)	年 月 日
公立学校共済組合 資格取得年月日 (注)		(令和)	年 月 日

(注) 正規職員採用時の資格取得年月日を記入

※西暦・和暦どちらでも可

臨時的任用職員から正規職員に採用された方で、臨時的任用職員時に互助会の加入歴がある方は記入してください。

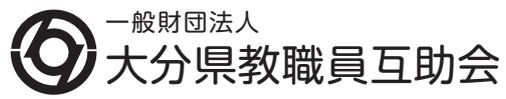
※2020(令和2)年4月1日以降に加入歴のある方

互助会加入歴 (臨時的任用職員)	所属所名	会員番号
(令和) 年 月 ~ 年 月		

※西暦・和暦どちらでも可

注 意 事 項

1. 該当箇所記入の上、提出してください。日付記入は西暦・和暦どちらでも可。捺印は不要です。
2. 次の方は、会員の入会資格があります。
 - 1) 新規採用者 (非常勤職員・市費職員からの採用を含む)
 - 2) 臨時的任用職員から正規職員採用となった方 (前回の互助会加入・非加入は問いません)
 - 3) 転入の方 (知事部局・国・市町村教委・他県から) (前回の互助会加入・非加入は問いません)
3. 会員加入期間は採用日の翌々月末までです。それ以降は入会できません。



一般財団法人

大分県教職員互助会